

木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託
(包括的民間委託)
評価基準

令和3年10月

木 更 津 市

この評価基準は、木更津市都市整備部下水道推進室が実施する木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）を受託する民間事業者の選定を行なうにあたっての技術提案書及び見積書の評価基準を定めたものであり、本業務のプロポーザル参加希望者に交付するもので、募集要領等と一体をなすものである。

1 参加資格審査

(1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、受託者募集要領にて求めた必要書類が全てそろっていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

(2) 参加資格の確認

市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が受託者募集要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案審査

(1) 必要書類の確認

市は、参加者から提出された技術提案書について、受託者募集要領にて求めた必要書類が全てそろっていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

なお、参加者が多数あるなど、市が必要と判断した場合は、市において「3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査をしたうえで評価審査委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

評価審査委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、技術提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとし、技術提案審査ではこの内容も勘案する。

なお、参加者が多数あるなど市において事前審査を実施した場合は、評価審査委員会で限定した審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施することがある。

(3) 提案内容審査

評価審査委員会は、技術提案の非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行なう。また、価格要素として、参考見積価格について、「4 評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行なう。

(4) 総合評価点の算出

各委員の技術評価点及び価格評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

(5) 受託予定者の選定

評価審査委員会は、総合評価点が高い者を受託予定者として決定する。総合評価点が高い者が同点で複数ある場合には、委員の協議により受託予定者を選定する。

(6) 受託者の決定

市は、(5)により決定した受託予定者と、委託契約の内容に関する協議を行い、成立した場合には、別途、見積書を徴収し、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結する。受託予定者との委託内容協議により契約が成立しない場合は、総合評価点の高い順位の提案者と交渉を行なう。

3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

募集要領で求める技術提案及び見積書については、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点とに分け、それぞれ160点及び40点を満点とし、各委員の技術評価点と価格評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

総合評価点

$$= \{ \text{技術評価点 (160点満点)} + \text{価格評価点 (40点満点)} \} \times \text{委員数}$$

(2) 技術提案書の審査項目等

技術評価点及び価格評価点の算出にあたっての審査項目、内容及び配点は表-1のとおりとする。

表-1 技術点の審査項目、評価の支店及び配点

審査項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
業務の実施方針 (40点満点)	業務遂行の基本方針	本市の基本方針に対する理解度とともに、各提案が全体として基本方針を実現するために有効であるかを評価する。	10点
	遂行能力・実施体制	同種実績・経験等、業務遂行に必要な能力を評価する。	30点
		配置予定の総括責任者について、保有資格と業務経験を評価する。	
		有資格者を含む従事者の配備計画を評価する。	
	技術の向上と継承に向けた、従事者に対する教育・研修の内容を評価する。		
各業務の実施計画 (100点満点)	運転管理業務	処理水質に関する提案基準、その技術的根拠及び実現性を考慮する。	45点
		降雨時における運転管理の体制と方法を評価する。	
		各施設を一体的に管理するための方策を評価する。	
		設備機器の故障時における所期対応方法を評価する。	
	保守点検・修繕業務	予防保全の観点から、提案された保守点検方法の有効性を評価する。 修繕計画とその遂行に関する提案内容を評価する。	25点
	異常時・緊急時の体制、対応	災害・事故等、非常時における所期対応（人数、所要時間等）と連絡体制を評価する。	20点
災害・事故等、非常時に対する従事者の訓練、また本社、支店、協力会社からの応援や連携の体制を評価する。			
委託終了時の引継ぎ	委託期間の最終年度における施設機能の確認方法、業務引継ぎの期間・方法及び事務引継ぎ図書の内容を評価する。	10点	
その他の事項 (20点満点)	コスト縮減	経済性の観点から、提案されたコスト縮減策についての実現性について評価する。	10点
	地元雇用、地元経済及び地元振興	市民の雇用確保、地元企業の育成・活用、周辺住民への対応等、地元の貢献に関する提案内容の具体性を評価する。	10点
配点合計			160点

4 評価点の算出方法

(1) 技術点の得点化方法

表-2 に示す 5 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、やや優れている。	配点×0.8
C	当該審査項目について、普通である。	配点×0.6
D	当該審査項目について、やや劣る。	配点×0.4
E	当該審査項目について、劣る。	配点×0.2

(2) 価格点の得点化方法

見積価格は、以下の方法により得点化して価格点とする。

ア 見積書に記載された価格が最低である者を1位とし、配点の満点である40点を付与する。他の者の得点は以下の計算式により算出し、価格点の小数点以下1位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = \text{価格の配点} \times \text{参加者中の最低見積価格} \div \text{当該参加者の見積価格}$$

イ 参加者が1者の場合には、公告価格の90%以下で満点の40点とし、90%を超えて95%以下で35点、95%を超えて100%以下で30点とする。